

## 長久手市物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市があいち電子調達共同システム（物品等）を利用して行う物品の買入れ、物件の借入れ又は役務の提供等に係る調達の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して執行する入札をいう。
- (6) 紙入札 電子入札によらず書面により執行する入札をいう。
- (7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

- (8) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第1

02号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 入札担当者 電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

(1) 物品の買入れ

オープンカウンタ対象案件及び設計価格150万円を超える案件

(2) 物件の借入れ

設計価格80万円を超える案件

(3) 役務の提供等

設計価格100万円を超える案件

(電子入札システムを利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第5条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札

システムに I C カードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みの I C カードが失効した場合又は I C カードを更新した場合、次の各号により I C カードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みの I C カードが失効した場合

新たに取得した I C カードにより再度 I C カードの登録を行う。

(2) I C カードを更新した場合

登録済みの I C カード及び新たに取得した I C カードを用いて I C カードの更新の登録を行う。

( I C カードの名義人)

第 6 条 I C カードの名義人は、長久手市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から長久手市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 I C カードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第 2 項第 2 号の方法により新たな名義人の I C カードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等 I C カードを不正に使用した場合、市長は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

( 案件登録等)

第 7 条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

( 指名の通知)

第 8 条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、長久手市契約規則第 8 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事項を記載した指名通知書を電子入札システムにより送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

( 入札書の提出)

第9条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積りを含む。以下同じ。）を作成し電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した上で、入札受付期間内に市長へ提出しなければならない。ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムにより見積用暗証番号を入力するものとする。

（紙入札での参加）

第10条 電子入札案件において、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合は、紙入札により当該電子入札案件に参加することができる。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合
- (2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合
- (3) パソコン等のシステム障害により電子入札システムに接続できない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責めによらないやむを得ない理由があると認められる場合

2 前項により紙入札での参加を希望する入札参加者は、受付締切日の長久手市役所開庁時間中までに紙入札参加承認願（様式第1）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項により紙入札参加承認願が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、紙入札参加審査結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

4 前項の規定により、紙入札での参加が承認された入札参加者は、次に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

- (1) 使用する印鑑

契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者又は受任者の印鑑とする。

- (2) 入札書

紙入札書（様式第3）を使用する。

- (3) 単価契約入札内訳書

単価契約の場合は、単価契約入札内訳書（様式第4）を紙入札書に添付する。

#### (4) 締切日時

紙入札書の受付締切日時は、電子入札における入札受付締切日の長久手市役所開庁時間中までとする。

##### (入札の辞退)

第11条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に紙媒体により辞退届(様式5)を提出するものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

##### (入札の中止)

第12条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、市長は電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

##### (開札予定日時等の変更)

第13条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書を送信するものとする。

##### (開札)

第14条 開札は、当該入札事務に関係のない職員の立会いの上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合、入札担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

##### (電子くじによる落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「9

99」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第16条 落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札システムにより、落札決定通知書を送信するものとする。

(保留の通知)

第17条 市長は、開札後直ちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより保留通知書を送信するものとする。

(不調)

第18条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第19条 紙入札参加者に対する第12条第2項、第13条及び第16条から前条までの通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第20条 市長は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第21条 電子入札システムにより送信された一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(電子ファイルの提出)

第22条 電子入札参加者は、市長へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、ZIP形式に限定するものとする。自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。

3 第1項の電子ファイルの形式は、次のとおりとする。

保存するファイル形式
Microsoft Word2007以降で作成し「Word文書」形式で保存したファイル
Microsoft Excel2007以降で作成し「Excelブック」形式で保存したファイル
<ul style="list-style-type: none"><li>・PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの）</li><li>・画像ファイル（JPEG又はGIF形式）</li><li>・その他入札担当者が特別に認めたファイル形式及びバージョン</li></ul>

4 電子入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

5 入札担当者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と入札担当者が判断するときに限り認めるものとする。

6 電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

（入札の無効）

第23条 次に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札
- (3) 他人のICカードで名義人になりすまして入札に参加しようとした場合等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札  
（障害時等の対応）

第24条 案件登録後、市長の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、

電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと市長が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

2 紙入札へ変更する場合は、入札担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書により通知するものとする。

(1) 入札方法を紙入札に変更したこと。

(2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。

(3) 既に送信された入札書は無効とすること。

(4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。

(5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項  
(その他)

第25条 この要領に定めのない事項は、市長が取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の長久手市物品等電子入札実施要領第10条第4項、様式第4及び様式第5の規定は、平成29年度以降の年度分の物品の買入れ、借入れ又は役務の提供等に係る調達の手続（以下「手続」という。）について適用し、

平成28年度までの手続については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。